

船橋市緊急一時支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし高齢者等が、急な体調変化による緊急時に支援員が居宅を訪問し、一時的な支援サービスを行うことで、高齢者福祉の増進に資することを目的とする。

(支援員派遣利用の要件)

第2条 支援員の派遣対象となる高齢者は、ひとり暮らしもしくは高齢者のみの世帯で暮らす65歳以上の者で、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 市内に居住していること。

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に定める要介護者又は同条第4項に定める要支援者に該当しない者。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等の規定に基づいて、医療機関等へ入院の必要があると認められる者。

(2) 医療機関に入院して、治療を受ける必要があると認められる者。

(3) その他、市長が対象としないと認めた者。

(支援員派遣の要件)

第3条 支援員の派遣は、次の各号のいずれかに該当したとき受けられるものとする。

(1) 対象となる高齢者が、事故・疾病等により、一時的に日常生活に支障が生じたとき。

(2) その他、やむを得ない理由により、市長が特に必要と認めるとき。

(事業の内容)

第4条 高齢者の居宅に派遣された支援員は、高齢者の日常生活上必要な身の回りの世話を一時的に行うものとする。ただし、身体介護や金銭管理は行わない。

2 支援員の派遣は、原則として一事例につき1日の訪問とする。

3 対象となる高齢者の状態により、第1項に規定するサービスのみの提供では対応できない場合については、本人の希望により関連する市の福祉サービスの情報提供を行うものとする。

(派遣利用申請)

第5条 対象者が支援員派遣を受けようとするときは、電話その他の方法により、申し込むものとする。

(派遣利用日及び派遣利用時間帯)

第6条 支援員の派遣利用日は、祝日及び年末年始を除く、月曜から金曜までとし、派遣利用時間帯は原則として午前9時から午後5時までとする。

(派遣利用料)

第7条 派遣利用者は、利用1時間につき500円（以後30分ごとに250円）を利用料として負担するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。ただし、支援員の派遣は平成22年7月1日からとする。